滑川市人事行政の運営等の状況の公表について

平成 27 年 9 月 25 日

滑川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年滑川市条例第1号)第6条の規定に基づき、平成26年度における滑川市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、平成27年4月1日現在の状況等を公表します。

●ポイント

1. 職員数

平成27年4月1日で、212人(平成26年度比2人減)であり、住民人口に対する職員数は、県内10市の中でも最も少ないものとなっていますが、引き続き、定員管理の適正化に努めます。

2. 給与

一般行政職の平均給料月額は、305,400円(平均年齢41.2歳)で、給与水準(ラスパイレス指数)は、全国市平均と比べて低いものとなっていますが、引き続き、給与の適正化に努めます。

3. 手当

手当の種類は、必要最低限のものとなっており、他の自治体と比べ特殊なものは支給していません。なお、特殊勤務手当については、著しく危険な勤務など本来の趣旨に合致した手当内容となっていると考えておりますが、引き続き、その見直し及び適正化に努めます。

4. 研修・人事評価

計画的な職員研修や人事評価の実施等により、職員の資質向上等に努めています。

5. 福利厚生

福利厚生は、他の自治体と比べ特殊なものはないと考えていますが、引き続き、見直し及び適正化に努めます。

|1 職員の任免及び職員数に関する状況|

(1) 職員の採用の状況 (平成 27 年度)

競争試験により、次の職員を採用しました。 (単位:人)

一般行政事務	その他	採用計
4 (1)	3 (3)	7 (4)

(注)()内は、女性数であり、内書きです。

(2) 職位別任用状況

課長補佐相当以上の職の平成26年度中における昇任者数の内訳は次の表のとおりです。

(単位:人)

				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	部·次長相当	課長相当	課長補佐相当	計
昇任	5 (0)	10 (3)	6 (5)	21 (8)

(注)() 内は、女性数であり、内書きです。

(3) 職員の退職・再就職の状況

平成26年度における職員の退職及び再就職の状況は次の表のとおりです。 (単位:人)

定年退職	勧奨退職	自己都合退職	その他(死亡、 免職、失職)	退職計	再就職者
9 (3)	- (-)	2 (1)	1 (-)	12 (4)	9 (3)

- (注) 1.「再就職者」とは、退職後に当市、外郭団体、出資法人などに再就職した者をいいます。
 - 2. () 内は、女性数であり、内書きです。

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

	_区分	職員	員数	1.1.26 F- 1.26 \L \V.	N. 2. 124 N. POTT L.
部門		平成 26 年	平成 27 年	対前年増減数	主な増減理由
	議会	4	4	0	
	総務	5 2	5 3	1	公益法人等の派遣に伴う増
	税務	1 4	1 4	0	
般	民 生	3 3	3 3	0	
般行政部門	衛 生	13	1 4	1	食育業務等の拡充に伴う増
部	農林水産	1 1	10	\triangle 1	農政業務の精査、効率化に伴う減
P'J	商工	4	6	2	企業誘致業務等の推進に伴う増
	土 木	1 9	1 6	$\triangle 3$	現場業務の精査、効率化等に伴う減
	小 計	1 5 0	1 5 0	0	
特別	教 育	2 9	2 8	$\triangle 1$	法改正に伴い教育長の除外による減
特別行政部門	消防	0	0	0	
部門	小 計	2 9	2 8	$\triangle 1$	
公営	水 道	6	6	0	
企業	下水道	6	5	\triangle 1	非常勤職員化に伴う減
温姆斯沙森森	その他	2 3	2 3	0	
部門	小 計	3 5	3 4	$\triangle 1$	
1	合 計	2 1 4	2 1 2	$\triangle 2$	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員な どを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

なお、教育長については、総務省「地方公共団体定員管理調査」要領に基づき除いています。

参考: 県内の他市と比較した職員数(一般行政部門)(平成27年1月1日現在)

	職員数	住民千人当 たり職員数	住民基本 台帳人口
	人	人	人
滑川市	150	4. 45	33, 681
富山市	2,072	4.94	419, 849
高岡市	850	4.84	175, 719
魚津市	250	5. 74	43, 555
氷見市	255	5.04	50, 599
黒部市	271	6.44	42, 108
砺波市	299	6. 44	46, 406
小矢部市	209	6.68	31, 303
南砺市	475	8.83	53, 795
射水市	498	5. 26	94, 701



(注) 教育委員会等の特別行政及び水道等の公営企業等の職員は除き ます。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区	分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費比 率(B/A)	参考 25 年度人 件費比率
26 E	井	H27. 3. 31	千円	千円	千円	%	%
26 年	户/殳	33,559 人	13, 120, 364	764, 535	1, 503, 237	11.5	10. 5

- (注) 1. 普通会計とは、地方公共団体の会計のうち公営事業会計(※)を除くものをいいます。 ※国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計等
 - 2. 人件費には、一般職員に支給される給与のほか、退職手当負担金・共済費及び市長・議員等の特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

(単位:千円)

	職員数		給	与 費		1 人当た	その他	
区分	A A	給 料	職員手当	期末·勤勉 手当	計 B	り給与費 (B/A)	職員手当	共済費
27 年度	179 人	650, 267	93, 199	232, 767	976, 233	5, 454	199, 476	210, 562

- (注) 1. その他の職員手当には、退職手当負担金及び職務の特殊性により特定の職員に支給される手当(特殊勤務手当)を計上しています。
 - 2. 教育長は含めていません。

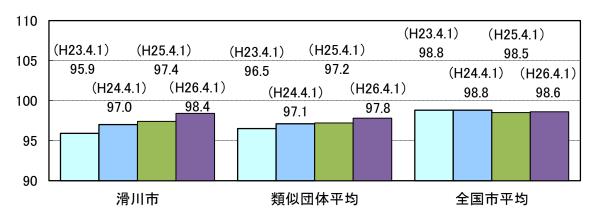
(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成26年4月1日現在)

EZ /\		一般行政職	技能労務職			
区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
滑川市	305, 400 円	347,690 円	41.2歳	286, 100 円	296, 110 円	56.3歳
国	335,000 円		43.5歳	287, 992 円		50.1歳
類似団体	322, 789 円	381, 536 円	42.9歳	291, 255 円	318, 965 円	50.7歳

(注) 平均給与月額とは、平均給料月額に扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当を加えたものです。

参考:ラスパイレス指数の状況



※ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものです。

(4) 職員の初任給の状況

(平成27年4月1日現在)

区	区分		国
一般行政職	大学卒	174, 200 円	174, 200 円
州又11 5又州政	高校卒	142, 100 円	142, 100 円
技能労務職	大学卒		
1又形力伤帆	高校卒	139,500 円	

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況

(平成27年4月1日現在)

区	分		経 験	年 数	
)J	10年	20年	25年	30年
一般行政職	大学卒	268, 400 円	367, 700 円	392, 500 円	420,900 円
一加又1丁以410	高校卒	231,000 円	335,000 円	365,000 円	該当者なし
社会公子交应	大学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	281,000円	319, 500 円

(注)経験年数は、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合の、採用後の年数をいいます。

(6) 一般行政部門における一般行政職の等級別職員数の状況(総務省:給与実態調査)

(平成27年4月1日現在)

	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
	準的な職	主事 技師	主事 技師	主任	副主幹主査	課長補佐	課長 主幹	部長 部次長 参事	計
耶	哉員数	25 人	20 人	18 人	42 人	5人	23 人	12 人	145 人
村	構成比	17.2%	13.8%	12.4%	29.0%	3.4%	15.9%	8.3%	100%
参	1年前	17.0%	12.2%	12.9%	27. 2%	4.8%	15. 7%	10.2%	100%
考	5年前	19.3%	10.3%	19.3%	20.7%	2.2%	19.3%	8.9%	100%

- (注) 1. 市の職員の給与に関する条例に基づく給料表の等級区分による職員数です。
 - 2. 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職名です。

(7)職員手当の状況

区分	滑川市	国							
期末手当勤勉手当	(26 年度支給) ※()内は再任用職員 期末手当 勤勉手当 6 月期 1.225 月分 0.675 月分 12月期 1.375 月分 0.825 月分 計 2.60 月分 1.50 月分 (1.45) " (0.70) " 職制上の段階、職務の等級による加算措置有り	(26 年度支給) ※()内は再任用職員 期末手当 勤勉手当 6 月期 1.225 月分 0.675 月分 12月期 1.375 月分 0.825 月分 計 2.60 月分 1.50 月分 (1.45) " (0.70) " 職制上の段階、職務の等級による加算措置有り							
退職手当	(支給率)自己都合勧奨・定年勤続 20 年21.62 月分27.025 月分勤続 25 年30.82 月分36.57 月分勤続 35 年43.70 月分52.44 月分最高限度額52.44 月分52.44 月分	(支給率)自己都合応募認定・定年勤続 20 年21.62 月分27.025 月分勤続 25 年30.82 月分36.57 月分勤続 35 年43.70 月分52.44 月分最高限度額52.44 月分52.44 月分							

		区分	全 職 種
	職員全体に	占める手当支給職員の割合	7.9%
	支給職員	1 人当り平均支給年額	5,624円
特殊勤務手当	手 当 の	種類 (手当数)	5
平成 26 年度	手当の名称	市税等賦課徴収事務 救急傷病者搬送業務 感染症防疫業務 行旅病死人の取扱業務 用地交渉業務	

※ 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に支給する手当です。

	25 年度	支	給	総	額	42,390千円
時間外手当		職員1人当たり支給年額			午額	246,452円
时间外子日	26 年度	支	給	総	額	36,220千円
		職員	1人当7	たり 支給	午額	213,062円

(平成27年4月1日現在)

区 分	内容	
	配偶者	13,000円/月
扶養手当	扶養親族	6,500円/月・人
伏食于日	〃 (配偶者なしの場合の1人目)	11,000円/月
	〃 (満 16 歳から 22 歳までの子)	加算5,000円/月・人
住居手当	借家(最高支給限度額)	~27,000円/月
	交通機関利用者は運賃相当額(支給最高限度額)	~55,000円/月
通勤手当	交通用具使用者は使用距離に応じ	2,600円~
		35,000円/月

(注) 扶養手当及び住居手当は国と同じです。

(8) 特別職の給料・報酬の状況

(平成27年4月1日現在)

区 分		給料·報酬月額	区分		支給月額	
給	市長	641,200円		市長		
料	副市長	731,000円		副市長	(26 年度支給)	
	議長	424,000円	期末手当	議長	6月期 1.40月分	
報酬	副議長	377,000円		副議長	12月期 1.70月分 計 3.10月分	
Д/-1	議員	354,000円		議員	A	

(注) 各種月額は特別職報酬等審議会の答申に基づいて条例で定めています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

平成27年4月1日現在の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤 務 時 間	8:30~17:15
休 憩 時 間	12:00~13:00

なお、市民課、税務課、会計課、福祉介護課、子ども課は17:30までです。

※ 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員(保育所、各種施 設等)は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇制度の概要・種類等

職員の休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則に基づき、年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇があり、それぞれの概要は次のとおりです。

WHITE TANAH IN THE HIND SOFT CHE CHE FRENCH						
年次有給休暇	労働基準法第39条の規定に従って与えられる、有給による休暇であり、1年につ					
午久有和小阪	き最高20日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高40日間となります。					
	勤労意欲があっても負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、					
病気休暇	医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる					
	目的で設けられた有給の休暇です。					
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休					
行列小阪	暇です(種類及び日数は次の表のとおり)。					
	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により2週					
介護休暇	間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しない					
	ことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。					

○特別休暇の種類及び日数

項目	日 数
ア. 選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
イ. 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方	必要と認められる期間
公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	
ウ. 骨髄移植のための骨髄液提供希望者として、親族以	必要とされる期間
外の者に骨髄を提供する場合	
エ. 自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活	5日の範囲内の期間
動を行う場合(例:地震、暴風雨、噴火等により災害	
が発生した被災地又は被災者を救援する場合)	
オ. 結婚した場合	7日以内の期間
カ. 出産の場合	出産予定日8週間(多胎妊娠の場合に
	は 14 週間) 前から産後8週間を経過
	するまでの期間
キ. 生後1年に満たない乳児を育てる場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
ク. 母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受け	定められた期間
る場合	
ケ. 生理日に勤務することが著しく困難な場合	2日以内の期間
コ. 配偶者の出産の場合	2日以内の期間
サ. 小学校就学前の子を養育し、その子の看護する場合	5日以内の期間
シ. 忌引	1日から10日までの期間

ス. 父母を追悼する場合	1日以内の期間
セ. 夏季休暇	7月から9月までの間で5日以内の 期間
ソ. 地震等の災害により住宅が滅失し、又は損壊した場合で当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する7日以内の期間
タ. 地震等の災害又は交通機関の事故等により出勤する ことが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
チ. 地震等の災害時において、職員が通勤途上における 身体の危険を回避するためやむを得ないと認める場合	必要と認められる期間

(3) 休暇、休業制度の取得状況

平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は 6.2 日となっており、平成 25 年 (6.8 日) に比べ 0.6 日減となっています。

(4) 育児休業等の取得状況

平成26年度に育児休業を新規に取得した職員は、5人(女性5人、男性0人)であり、取得者総数も7人となっています。

また、平成 26 年度に育児休業をすることができることとなった職員に占める育児休業新規取得者の割合(取得率)は、女性 100%、男性 0%で、平成 25 年度においても女性の取得率は 100%となっています。

なお、平成26年度に部分休業を新規に取得した職員は、ありませんでした。

(単位:人)

休業の種類		育児休業		部分休業	
休業者の内訳			うち新規		うち新規
取得者合計		7	5	0	0
	うち女性	7	5	0	0
	男性	0	0	0	0

※ 育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を限度)について勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。

(5) 時間外勤務の状況

平成 26 年度における一般職員の月当たり平均時間外勤務時間は、8.5 時間となっており、平成 25 年度(10.2 時間)に比べて 1.7 時間減少しました。

なお、四半期ごとの時間外勤務の一人当たり月平均時間の状況は次の表のとおりです。

	第1四半期 (4~6月)	第2四半期 (7~9月)	第3四半期 (10~12月)	第4四半期 (1~3月)	年 間
I	9. 1時間	6.3時間	11.0時間	7.8時間	8. 5時間

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成26年度の分限処分の状況は次の表のとおりです。

(単位:人)

事種類	曲	勤務成績が良くない場合	心身の故障のた め職務遂行に支 障がある場合		廃職又は過員 を生じた場合	計
17/文	H	_	_			0
降	任	(-)	(-)	(-)	(-)	(0)
<i>tz.</i> 1	山 外:	_	_	_	_	0
免」	職	(-)	(-)	(-)	(-)	(0)
/ T	马子	_	4	_	_	4
休耳	職	(-)	(3)	(-)	(-)	(3)
17/7 v	4 Λ	_	_	_	_	0
降	給	(-)	(-)	(-)	(-)	(0)

⁽注)() 内は、平成25年度の人数を示します。

(2) 懲戒処分の状況

平成26年度の懲戒処分の状況は次の表のとおりです。

(単位:人)

戒告	減給	停職	免職	合計
_	0			0
(-)	(1)	(-)	(-)	(1)

(注)() 内は、平成25年度の人数を示します。

5 職員の服務の状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(同法第32条)、信用失墜行為の禁止(同法第33条)、秘密を守る義務(同法第34条)、職務に専念する義務(同法第35条)、政治的行為の制限(同法第36条)、争議行為等の禁止(同法第37条)、営利企業等の従事制限(同法第38条)など、服務上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません(地方公務員法第35条)。ただし、「職務に専

[※] 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の目的から、職員がその職責を十分に 果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処 分のことをいいます。

[※] 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務 員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権 者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

平成26年度における承認件数は25件(厚生事業等への参加)となっています。

(3) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事等してはならないとされています(地方公務員法第38条)。 平成26年度における許可件数は10件(統計指導員)となっています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

平成26年度の職員の研修状況は次の表のとおりです。

研修名	延べ開講日数	修了者数
集合研修	163日	259人
年次別・階層別研修	131日	43人
新任職員研修	63日	9人
基礎課程研修	10日	5人
継続課程研修	14日	7人
新任係長研修	12日	6人
新任所属長研修	8 目	4人
新任主幹研修	10日	5人
現任係長研修	12日	6人
現任課長研修	2 日	1人
専門研修	28日	26人
住民協働研修	4 日	2人
ハードクレーム等対応研修	3 日	3人
リーダ養成研修	2 日	2人
議会答弁書作成研修	2 日	2人
パソコン研修	8 日	8人
その他研修	9 日	9人
その他集合研修	4 日	190人
派遣研修	199日	71人
富山県	_	1人
市町村職員中央研修所	12日	3人
全国市町村国際文化研修所	19日	5人
自治大学校	0 日	0人
その他	168日	6 2 人

(2) 職員の人事評価の概要等

組織目標の達成と職場内の活性化を図ることを目的に、全職員(245 名)を対象に、新たな人事評価制度を導入しました。これは、仕事を行う過程で発揮された職員の能力や取組み姿勢などを評価する能力評価とあらかじめ設定した目標に対する結果(成果)を評価する業績評価から成ります。(参考)職員の資質向上については、「人材育成基本方針」、「職員の資質向上と意識改革に関する行動計画」や「職員研修計画」により計画的に取組んでいます。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済制度の状況

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって 具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は富山県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を 行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事 業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っ ています。

その共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われています。市の負担金の率は法定されており、平成26年度は241,864千円(普通会計)の負担金を支出しました。

(2) 福利厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理、元気回復等の福利厚生事業を実施しており、平成26年度の状況は次のとおりです。また、このほか職員のための任意の互助組織として「職員互助会」を組織し、職員の冠婚葬祭に際しての給付事業(職員の掛金で対応)を実施しています。

区分	主な項目	対象者等	
健康 管理	定期健康診断	全職員	217名
福利事業	職員互助会への補助	福利増進事業(職員 研修助成、職員クラ 175名 ブ助成等)	
その他厚生	永年勤続職員等表彰 温水プール利用助成	該当職員	0組287件
福利厚生事業に係る決算額		1,639千円	
	うち職員互助会に対する補助金額	500千円	

(3) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害及び死亡)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填(補償)と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業(福祉事業)を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

公務災害又は通勤災害と認定された件数は次の表のとおりです。

(平成 26 年月	变)	Eβ	垍	26	Ì.	厅	平	(
-----------	----	----	---	----	----	---	---	---

認定件数	調査・審査結果		
	うち公務災害	うち通勤災害	
件	件	件	
0	0	0	

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求の状況は次の表のとおりです。

(平成 26 年度)

要求件数	調査・審査結果			
安水件剱	取り下げ	打ち切り	勧告	
件	件	件	件	
0	_	_	_	

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分に関する不服申立て状況は次の表のとおりです。

(平成 26 年度)

申立件数	調査・審査結果		
中立什剱	審理済み	審理中	中断
件	件	件	件
0			1